

県出資団体見直し計画の策定について

県は、出資又は出捐を行っている団体（以下「県出資団体」という。）について、社会経済情勢の変化等を踏まえ、団体の設立趣旨にまでさかのぼって、県民にとって最も有益に、最も効率的になるようにという視点から、抜本的な見直しに取り組んでいます。

これまでに、平成13年12月に経営に関する有識者等第三者の視点からの提言をいただくために「長崎県出資団体あり方検討委員会」を設置し、具体的な検討を行い、平成14年12月に最終提言が提出されました。

この最終提言を受け、県議会、関係団体及び県民の皆様からのご意見を伺いながら、平成15年3月に見直しに当たっての県としての基本姿勢を示す「長崎県出資団体見直し方針」（以下「見直し方針」という。）を策定しました。

県は、見直し方針に沿った見直しを県出資団体に要請し、各団体において、その必要性を認識していただいた上で、今回、各団体が主体的に見直しに取り組む「県出資団体見直し計画」（以下「見直し計画」という。）を策定していただきました。

県は今後この見直し計画に基づいて、本格的な見直しが進むよう、必要な指導・監督、助言を行っていきます。

1 見直し計画策定団体..... 68 団体

見直し計画を策定した団体は、見直し対象である、県の出資比率が1/4未満の商法法人を除く県内に主たる事務所を有する全ての県出資団体です。

2 団体（事業）そのものの見直し..... 48 団体

各団体、見直し方針に基づき下記の区分により見直し・改革を進めます。

個々の団体の詳細については、別表のとおりです。

なお、～ に該当しない団体は、「3 運営方法についての改革（経営改善）」について見直しに取り組んでいます。

事業自体の廃止（＝団体そのものの廃止）
 県の関与を縮小する（なくす）団体
 民営化や民間参入を行う団体
 統合又は事業移管する団体
 大幅な改革や自立的な運営に取り組む団体

見直しの方向					
事業廃止	県の関与の縮小等	民営化 民間参入	統合又は移管	大幅改革 自立化等	計
1	10	4	6	27	48

事業自体の廃止（＝団体の解散）する団体 1団体

団体名	見直し計画の主な内容
（財）長崎県医学振興基金	解散検討

見直し方針で要請されたのは3団体でしたが、（財）長崎県県北会館、（財）長崎県出かせぎ援護協会の2団体は、平成15年3月末に見直し方針に基づき、解散しました。

（財）長崎県医学振興基金においても、見直し方針に基づき、解散について検討を進めていますので、引き続き団体と協議しながら進めていきます。

県の関与を縮小する（なくす）団体 10団体

団体名	見直し計画の主な内容
（財）長崎県私立学校退職金財団	事務局移管
（財）長崎県地域振興航空基金	事務局移管
（財）長崎県国民年金福祉協会	役員退任、出資比率引き下げ
（財）長崎県勤労者福祉事業団	施設譲渡、運営主体検討
（財）長崎勤労総合福祉センター	施設運営主体検討
（財）長崎中高年齢労働者福祉センター	運営受託施設の廃止 事業（団体）のあり方検討
（財）長崎船員厚生会	役員削減 施設そのものの抜本的対策検討
（社）長崎県漁民年金貯金共済会	県の関与の縮小 経営健全化計画の実践・検証
（社）長崎県農協会館	県の関与の縮小
（社）長崎県林業協会	退会

見直し方針で要請された10団体においては、各団体ともに、見直し方針に基づき、県の関与を縮小する方向で検討する計画となっています。

県として実施する政策上の必要性が低い、または受益者や他の団体が中心となって事業展開を行うことが望ましいことなどから、県の関与を縮小しようとするものです。

県組織内に設置されている事務局の他団体への移管、県職員の役員からの撤退、そして施設の管理運営を行っている場合は建替時等をとらえて施設のそのものあり方の検討等を進めていくものです。

これらのことについては、関係団体ともよく協議し、最も効率的に事業展開が行われるよう、取り組んでいきます。

民営化の要請や民間参入を促進する団体 4団体

団体名	見直し計画の主な内容
(財)長崎県建設技術研究センター	民間参入の促進等
(財)長崎県住宅・建築総合センター	民営化
(社)長崎県水産開発協会	民営化(事業譲渡含む)及び業務縮小
(社)長崎県林業コンサルタント	民間参入の促進、民営化

見直し方針で民営化や民間参入を促進すると要請された4団体においては、各団体ともに、見直し方針に基づき、民間参入の促進、民営化の検討を行う計画です。

特に民営化については3団体が取り組みますが、現在の法体系では公益法人からそのまま株式会社等へ移行できる規定がないこと、公益法人から株式会社等民営化した実例が全国的にも少ないことなどから、民営化の手法についてさらに詳細な検討が必要です。

県は、団体と十分協議しながら、民営化の手法について調査、検討していきます。

統合又は事業移管する団体 6団体

団体名	見直し計画の主な内容
長崎県町村土地開発公社	解散(市町村合併の動向踏まえ)
(財)長崎県救急医療財団	他機関との統合、移管検討
(財)長崎県腎臓バンク	他機関との統合、移管検討
長崎国際航空貨物ターミナルビル(株)	経営組織体制の変更等
(社)長崎県果実生産出荷安定基金協会	統合検討
(社)長崎県野菜価格安定基金協会	統合検討

見直し方針では7団体が要請されていますが、(財)長崎県福祉基金については、平成15年3月末に解散し、事業を長崎県社会福祉協議会に移管しました。

他の6団体においても、見直し方針に基づき、関係団体との統合(経営統合)について、取り組む計画です。

これらの団体は、県とは独立した組織体ですので、統合先を含め、関係団体の理解と協力が必要不可欠です。

県としては、関係団体と十分に協議しながら、円滑に統合等が進み、より効率的な事業展開が行われる体制整備に取り組んでいきます。

大幅な改革や自立的な運営に取り組む団体 27団体

団体名	見直し計画の主な内容
(財)長崎県農業振興公社	関係機関との事務局統合
(財)長崎県沿岸漁業振興基金	基金造成一時中断 中長期事業計画策定
(財)有明海水産振興基金	基金取崩しによる事業実施
(財)壱岐栽培漁業振興公社	基金造成一時中断 別途放流事業への助成制度実施
(財)伊万里湾栽培漁業推進基金	基金取崩しによる事業実施
(財)五島栽培漁業振興公社	基金造成一時中断 別途放流事業への助成制度実施
(財)西彼海区栽培漁業推進基金	基金取崩しによる事業実施
(財)橘湾栽培漁業推進基金	基金取崩しによる事業実施
(財)対馬栽培漁業振興公社	基金取崩しを含め事業見直し
(財)長崎県農林水産業担い手育成基金	基金取崩しを含め事業見直し
(社福)長崎県障害者福祉事業団	経営健全化 県立コロニーのあり方検討
(社福)長崎県社会福祉事業団	経営健全化 施設のあり方検討
長崎空港ビルディング(株)	経営の健全性の維持 NIACTの経営について検討委員会にて協議中
(財)長崎県食鳥肉衛生協会	経費節減
(財)長崎県育英会	奨学金制度の検証 事務見直しによる業務効率化
(社)対馬林業公社	経営計画の抜本的見直し
(社)長崎県林業公社	経営計画の抜本的見直し
長崎県道路公社	松ヶ枝駐車場の移管 松浦バイパスの一般道路化

長崎県土地開発公社	土地造成事業の縮減 長期保有土地の早期処分
長崎県住宅供給公社	公社改革推進委員会を設置し今後のあり方検討
小値賀空港ターミナルビル(株)	路線存続の必要性について協議
上五島空港ターミナルビル(株)	路線存続の必要性について協議
(財)長崎県すこやか長寿財団	役割の見直しと事業の再編
(財)長崎県消防協会	団員による基金積立、経費削減
(財)長崎県国際交流協会	事業見直し 自立化に向けた取り組み
(財)長崎県産業振興財団	自立化に向けた運営の推進
(財)長崎県体育協会	事業再編検討 自立化に向けた取り組み

見直し方針では、27団体に對し大幅な改革や自立的な運営の取り組みを要請しました。今回の見直し計画では、各団体とも見直し方針に沿ったものになっています。

大別すると、基金の一部取り崩しを含めた事業の見直し(9団体)、経営健全化と施設のあり方検討(2団体)、経営等の抜本的見直し(7団体)、自立化に向けた取り組み(4団体)、その他の見直し(5団体)となっています。

この中には、長崎県道路公社、長崎県土地開発公社、長崎県住宅供給公社のいわゆる地方3公社や対馬林業公社、長崎県林業公社等といった、県財政への影響が大きい団体があります。これらの団体においては、見直し方針に基づき、団体独自で検討委員会を設置するなど、既に見直しに取り組んでいただいておりますが、県も、これらの団体に対し、積極的に経営等見直しについて指導、助言を行い、県民にとって最も有益となるよう取り組んでいきます。

運営方法についての改革(経営改善等)する団体 20団体

から に該当しない20団体は、運営方法について改革に取り組んでいます。

(上記 から に該当しない団体)

団体名
(株)長崎県営バス観光
対馬空港ターミナルビル(株)
(株)長崎県漁業公社
(財)ながさき地域政策研究所
(財)長崎平和推進協会
(財)長崎県浄化槽協会
(財)長崎県産炭地域振興財団
(財)長崎県中小商業振興基金
(財)長崎県漁協合併推進基金
(財)諫早湾地域振興基金

団体名
(財)石木ダム地域振興対策基金
(財)長崎県下水道公社
(財)長崎県暴力団追放県民会議
(社)長崎県園芸種苗供給センター
(社)長崎県種馬铃薯価格安定基金協会
(職訓)西九州情報処理開発財団
(職訓)長崎能力開発センター
長崎県信用保証協会
長崎県漁業信用基金協会
長崎県農業信用基金協会

(株): 株式会社 (財): 財団法人 (社): 社団法人
 (社福): 社会福祉法人 (職訓): 職業訓練法人

3 運営方法についての改革（経営改善等）…全団体

見直し方針においては、見直しを行った後存続することとなる団体について、経営改善等運営方法について見直しや改革を要請しました。

各団体においては、それぞれ該当する項目について、今後見直しを行うことを計画に盛り込んでいます。

見直し方針の各項目について、各団体の取り組み状況については、次の表のとおりです。

経営改善等取り組み状況

	見直し項目	団体数
	企業的経営思考の導入による効率的な経営の実現	6
	機能する経営陣の確立、能力の高い経営責任者の登用	8
	事業 部門別の事業効果の測定と評価の実施	7
	FDCAマネジメントサイクルの構築	9
	中長期経営計画の策定	25
	資産価値の減少に備えた経営（資産の圧縮）	3
	県等を参考とした給与体系 水準の見直しと公開	14
	能力給の導入など労働意欲を高める給与体系の導入	1
	非常勤役員を含む役員報酬の適正化	7
	民間経験者の積極的な登用	6
	団体の目的や事業、役割に応じた組織体制の見直し	19
	事業別、部門別収支の明確化	2
	受益者負担の導入	8
	収益事業の導入と拡大	13
	外部委託を含む業務手順の抜本的見直し（BPR）による経費削減	11
	業務見直しによっても解消しない赤字事業の廃止、整理縮小	5
	契約方法の見直し	2
	資金運用の見直し（資金運用基準、規程の整備、運用体制の確立）	10
	一定のルール（基準）を定めて、基本財産等基金の一部取り崩し	9
	NPO法人やボランティア団体等を含む関係団体 機関との連携 活用	8
21	積極的かつ効率的な広報活動の展開と情報開示	11
22	料金の適切性のチェック 独占的事業の民間への開放	3

経営改善等については、各団体自らが検証し、見直しを毎年行っていくことが必要です。

平成14年度に創設しました「長崎県出資団体経営評価・診断制度」を活用しながら、毎年団体自らが改善や見直しを検証しながら継続的に行い、また県も各団体の経営評価・診断結果について検証し、適切な指導・助言を行っていきます。

4 見直しの実行について

今回見直し方針に基づき、各団体に対し見直し要請を行ったところ、各団体においては、見直し方針に沿った見直し計画を策定していただきました。見直し計画では具体的項目について目標年次を定めて取り組んでいただいています。

今後は、この見直し計画に基づき、見直しを着実に実行していくことが重要です。県は見直し計画の着実な実行を図るため、次の取り組みを行います。

推進体制の整備

各団体を直接所管する県の各部局における指導・監督等を徹底するとともに、見直しや改革を着実に実行するために、全庁的な視点、第三者的な立場で一元的に指導・監督する体制を整備し、見直しを推進していきます。

- ・平成15年4月に全庁的な視点、第三者的な立場からの指導・監督を目的に、総務文書課に出資法人指導班を新設し、統括的に指導・監督を行います。
- ・見直し計画の実行にあたっては、庁内の検討組織である「長崎県出資法人見直し検討本部」(本部長：副知事)において、毎年度各所管部局から実施状況の報告を受け、その見直しの具体的内容や進捗状況を検証していきます。
- ・さらに第三者の視点から点検・評価していただくため、経営等の専門家からなる「長崎県出資団体点検評価委員会」(委員：4名)を設置し、見直しの実行について意見をいただきながら進めていきます。

見直し計画の進行管理

見直し計画の着実な実行を図るため、毎年度見直し計画の各項目について、実施状況を調査します。

調査結果については、「長崎県出資法人見直し検討本部」「長崎県出資法人点検評価委員会」にそれぞれ報告し、内容を検証し、その結果に基づいて各団体に対して指導を行い、見直し計画の進行管理を行っていきます。

なお、実施状況の調査結果については、毎年公表します。

県出資団体の見直しに係る推進体制

